

公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業の再凍結に伴う朝霞市の対応についてお知らせします

問／政策企画室 内2312 ☎463-3089

事業の再凍結に至る主な経緯と市の対応

【平成23年9月】

- PFI朝霞住宅(株)が公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業に着手しました。
- 総理は「真に必要な宿舎として朝霞住宅の事業再開をした。」と発言しました。

【平成23年10月】

- 総理が宿舎建設予定地を視察し、その後、財務大臣に対し「当面の5年間は朝霞市の宿舎の建設を凍結する。」との指示をしました。さらに「研究会を設置し、年内をめどに宿舎全体の見直しを進めること。」としました。
- 朝霞市長は総理の発言を受け、記者会見を開き「曖昧な判断ではなく事業を中止するか否か明確な判断をいただきたい。」「市が計画する事業については附帯施設から撤退することを財務省に伝えたい。」等の意思表示をしました。
- 財務省担当者に対し、朝霞市長から市の関連施設要望の撤回、宿舎整備事業の中止など4点について要望を行いました。

市では、基地跡地の利用について、平成20年5月に、基地跡地の多くの部分を公園や、シンボルロード用地と位置付け、一部を国家公務員宿舎用地とした「朝霞市基地跡地利用計画書」を策定し、利用計画の推進に向けて取り組んでまいりました。

ところが、平成21年11月の政府の事業仕分けにおいて公務員宿舎建設事業が凍結されたものの、昨年12月には財務省政務三役により事業凍結が解除され、本年9月には事業に着手されていきました。その後、10月には総理の判断により事業が再凍結されることとなりました。

この間、国の方針が二転三転していることから、市が公務員宿舎の建物に附帯して設置を予定していた女性センターや児童館などの見通しが立たないことや、市が進める公園やシンボルロードなどの基地跡地利用計画の推進に支障が生じると考えられることから、公務員宿舎の受け入れを再考し、公務員宿舎朝霞住宅(仮称)の整備事業の中止を国に求めることなど、国に対して次のように要望をすることといたしました。



1 公務員宿舎の附帯施設に市関連施設を設置するとの要望についてはこれを撤回します

これら施設の設置については、平成20年6月6日付で、「市および市の関連する施設(3千平方メートル程度)の設置」を要望し、設置に向け協議を進めてきたのですが、今回の総理の決断により、今後5年間の事業凍結となるということは、当然、附帯施設の建設を含めての凍結ということになります。

市が設置予定している女性センター、児童館および休日夜間診療所については、それ

ぞれの市民ニーズを背景に、すでに市の条例や計画等に位置付けている事業であり、その実現への期待度は高いものと考えます。

しかしながら、これらの事業は、すでに平成21年11月の事業仕分けによる凍結により1年半、その具体化が遅れており、重ねて、今後5年間にわたる事業の停滞を受け入れる余地はないと判断したものです。

2 地元自治体として、5年間凍結という問題の先送りよりは、迅速かつ明確に本事業の中止決定を求めます

今回の5年間凍結するとの総理の判断については、震災からの復興を最優先にするという考えのうえのものとするれば、朝霞市としてもこれを重く受け止めざるを得ないと思っています。

しかしながら、地元自治体の立場としては、朝霞の基地跡地が宿舎整備候補地になっ

たという財務省からの申し入れから5年半余りを経過するこの間に、平成21年11月の事業仕分けによる凍結、1年余りを経た後の事業再開の決定、本年9月から整備事業に着手するとの報を受けて、市の事業の具体化に動き始めたところでの今回の総理の判断と、判断が二転三転する中で、市

および市民は正に翻弄されてきたとの感否めないものがあります。

こうした不確定な状況が続くことは、今後の基地跡地全体の整備の推進にも影響を受けるとともに市政全般にわたる市行政と市民の信頼関係を大きく損なうものと危惧しており、総理に、改めて朝霞住宅整備事業については、迅速かつ明確に中止するとの判断を求めます。

3 宿舎予定地の土壌汚染対策は、凍結との判断にかかわらず完全に履行することを求めます

宿舎予定地の3分の1内の汚染土壌およびアスベストの除去については、本体工事に先行して進められ、現在、最終段階にあると聞いておりますが、現在のところ、事業凍結の判断により、この作業も停止するのではないかと心配しています。したがって、最後まで、国の責任において完全に安全な状態とするよう作業を完了することを求めます。

4 宿舎予定地を含む基地跡地の土地利用のあり方（利用計画および地区計画への宿舎建設凍結による影響）については、宿舎整備事業の凍結にかかわらず、引き続き国の誠意ある対応（協議・調整）を求めます

朝霞市基地跡地利用計画は、土地を所有する国の了解を正式に得たものです。したがって、今回の宿舎整備事業の凍結、または仮に中止となった場合の影響に配慮し、今後も宿舎建設予定地を含む基地跡地の利用の在り方について、



市との協議を継続することを求め、特に次の点について誠意ある対応を求めます。

- ①宿舎予定地の利用の変更にについては地元朝霞市と協議すること。
- ②公園等予定地の土壌汚染調査等については国が実施する方向で検討すること。
- ③確認された土壌汚染等に対する措置についての協議に応じること。
- ④公園等予定地の市の暫定利用について協議に応じること。
- ⑤跡地の処分条件（一部有償）について、無償貸与を含む協議に応じること。

第四小学校跡地施設をご利用できます

第四小学校跡地の利用方針が決まるまでの間、暫定的にグラウンドとプレハブ教室の貸し出しをしています。

グラウンドは少年野球や少年サッカーなどのスポーツ活動でご利用いただいております、教室は親子レクリエーションや会議などの用途でご利用いただくことができます。

施設所在地／幸町3-14-65（国道254号線脇、朝霞高校の隣）

利用できる施設／グラウンド一面、プレハブ教室7室

利用できる期間／平成25年3月まで

貸出時間帯／①午前9時～午後0時30分 ②午後1時～5時

利用にあたって／事前に団体登録をしていただきますので、地域づくり支援課で手続きをお願いします。

予約方法／平成24年4月から6月までのご利用は、平成24年2月17日（金）午後6時から市役所別館5階第5

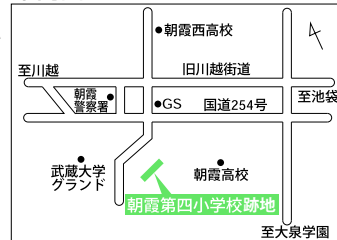
会議室で利用調整会議を開催しますので、利用を希望する団体は必ずご出席ください。

※利用調整会議に出席する団体で団体登録がまだお済みでない場合は、2月16日（木）までに地域づくり支援課で団体登録をお済ませください。

■予約のルール

- ①利用調整会議で3か月分の利用日程を調整。
 - ②利用調整会議終了後1週間は調整会議に欠席した団体が空いている箇所の予約をすることができます。
 - ③上記の期間終了後は、どの団体も空いている箇所を自由に予約できる。
- ※利用調整会議は3か月に1回開催します。

案内図



問／地域づくり支援課 内2252 ☎463-2645